



## 平成 27 年 10 月からマイナンバー制度が導入されます

### ●マイナンバーってなんで導入されるの？

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

### ●自分のマイナンバーはいつわかるの？

平成27年10月から、住民票を有する国民の皆様一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーはぜひ大切にしてください。

### ●マイナンバーが必要とされる分野は？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。



- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など



- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載
- ・税務当局の内部事務 など

### ●具体的には、どのように使われるの？

年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

会社側では、年末調整や、社会保障手続きで必要になりますので、10月以降、従業員の方からマイナンバーをご提示頂く必要があります。また、お取引のある金融機関(証券会社や保険会社など)から提示を求められる事があります。

### ●法人番号とは？

平成27年10月から、株式会社や有限会社といった設立の登記をした法人などに通知される13桁の番号のことです。法人番号はマイナンバーと違い、誰でも自由に使用することができます。これは法人の名称・所在地とともにネット上で公開され、ダウンロード可能です。法人番号を使うと・・・

- ・法人番号をキーにして、法人の名称や所在地の確認が容易になります。
- ・最近の名称・所在地情報を入手でき、取引先情報の登録や更新が効率化されます。

### ●最後に

マイナンバーは個人を特定できる個人情報そのものであり、これが漏洩した場合、個人に被害を招く危険があります。よって他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。従業員個人の不正利用によって使用者たる会社が罰金刑を科されるケースもありますので、取扱いには十分ご注意ください。(眞崎 正剛)